

警察庁による新旧対照表方式による規則改正について

平成 28 年 2 月
内閣総務官室
内閣法制局

警察庁において、平成 15 年に検討された「改正対照表を用いた改正方式について（案）」（以下「平成 15 年改正方式」という。）に基づき、新旧対照表方式による規則改正が実施されることについて、内閣総務官室・内閣法制局で共通認識とする事項は以下の通り。

- ・新旧対照表方式による改正は、現時点では法律・政令への適用をしないこと。
- ・各府省の府省令・規則改正における改正方式の選択は各省庁の判断により行われるものであること。
- ・新旧対照表方式による府省令・規則改正も、これまでの府省令・規則改正と同様に、各省庁の責任において行われるものであること。
- ・平成 15 年改正方式に基づいて改正を行うことを検討している省庁等からの問合せに対しては、原則、行革事務局が対応すること。今回の国家公安委員会規則改正の内容については警察庁が対応すること。なお、平成 15 年改正方式の資料に関する質問があった場合には、内閣総務官室及び内閣法制局において相談に応じるが、原則、行革事務局を窓口とする。
- ・平成 15 年改正法検討時の経緯から、警察庁が新旧対照表方式による改正を実施する前に、内閣総務官室が、
 - ①衆参法制局、事務局（官報を見た議員からの問い合わせ等の対応のため。）
 - ②国立印刷局（新旧対照表方式改正の官報掲載のため。）に対し、情報提供をするものとする。